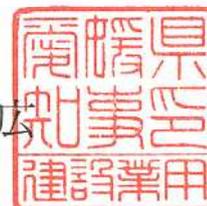


令和 4年 1月11日

(株) 瀬戸テック

亀上 良太 様

愛媛県知事 中 村 時 広



一般建設業の許可について (通知)

令和 3年 1 2月 2 0日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	愛 媛 県 知 事 許 可 ( 般 一 3 ) 第 13659 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 4 年 2 月 21 日 から 令 和 9 年 2 月 20 日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	電気工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	電気通信工事業
水道施設工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9 年 1 月 21 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)